

諸外国における自白事件等を簡易に処理するための制度

アメリカ(連邦)	イギリス	フランス	ドイツ	韓国
<p style="text-align: center;">有罪答弁</p> <p>罪状認否手続(アラインメント)において、被告人が有罪答弁又は不抗争答弁(有罪は認めないが争わない旨の答弁)をした場合、公判廷における事実審理を経ることなく、量刑審理に移行する。</p> <p>※ 2010年の連邦裁判所における終局人員9万8311人中、8万9741人(91.3%)が有罪答弁又は不抗争答弁により有罪とされ、刑を宣告された。</p>	<p style="text-align: center;">有罪答弁</p> <p>罪状認否手続(アラインメント)において、被告人が有罪答弁をした場合、公判廷における事実審理を経ることなく、量刑手続に移行する。</p> <p>※ 2009年の統計によれば、刑事法院において答弁を行った被告人10万1277人のうち、7万1442人(約70.5%)が有罪答弁をした。</p>	<p style="text-align: center;">(有罪に関する事前承認のための出頭)</p> <p style="text-align: center;">(刑訴法495-7条以下)</p> <p>被疑者が軽罪について有罪性を自認したときは、検察官において、弁護人立会いの下、一定の軽微な刑を提案することができる。被疑者側がこれを受け入れ、裁判所が検察官から提案された刑を承認する決定をすると、確定判決と同一の効果を有する。</p> <p>※ 2009年の統計によれば、裁判所の軽罪既済件数のうち約12%の6万2757件がこの手続で処理された。(なお、軽罪既済件数は、裁判所の全既済件数のうち約57%を占める。)</p> <p style="text-align: center;">簡易手続</p> <p style="text-align: center;">(刑訴法495条以下・524条以下)</p> <p>違警罪及び一部の軽罪については、簡易手続に付することができる。簡易手続を選択する検察官は、裁判官に事件記録及び請求書を送付し、裁判官は、弁論を経ることなく、刑の免除又は罰金刑の言渡しを内容とする略式命令をもって裁判をする。</p> <p>※ 2009年の統計によれば、裁判所の軽罪既済件数のうち約26%の13万9093件、違警罪既済件数のうち約67%の27万7186件が、それぞれこの手続で処理された。(なお、違警罪既済件数は、裁判所の全既済件数のうち約43%を占める。)</p>	<p style="text-align: center;">簡易手続</p> <p style="text-align: center;">(刑訴法417条以下)</p> <p>刑事裁判官(単独裁判官)又は参審裁判所の手続において、事実関係が簡単又は証拠が明白で即時の審判に適している場合に検察官の申立てにより行われる。証拠調べにおいて、証人等の尋問に代えて、前に行われた尋問の調書又は書面による供述を含む文書を朗読することができる。1年を超える自由刑又は改善保安処分は、この手続によっては科することができない。</p> <p>※ 2010年の統計によれば、同年の区裁判所終局件数約79万件的のうち、簡易手続によるものは1万7849件(約2.2%)。</p> <p style="text-align: center;">略式手続</p> <p style="text-align: center;">(刑訴法407条以下)</p> <p>刑事裁判官(単独裁判官)による手続又は参審裁判所の管轄に属する手続において、軽罪について検察官の書面による請求があるときは、公判を経ることなく、書面による略式命令で犯罪に対する処分(罰金等のほか、被告人に弁護人があるときは、執行猶予を付した1年以下の自由刑も可。)を定めることができる。</p> <p>※ 2010年の統計によれば、年間の申立件数は53万3732件(なお、同年の正式起訴の件数は51万2498件)</p>	<p style="text-align: center;">簡易公判手続</p> <p style="text-align: center;">(刑訴法286条の2等)</p> <p>被告人が公判廷で公訴事実を自認したときは、裁判所の決定により、簡易公判手続により審判することができる。同手続では、簡易な方法による証拠調べが行われる。</p> <p>※ 2010年の処理人員数は、4万1832人(刑事公判事件処理人員数27万7400件のうち約15%)</p> <p style="text-align: center;">略式手続</p> <p style="text-align: center;">(刑訴法448条以下)</p> <p>地裁の管轄に属する事件につき、検事の請求により、公判手続なく略式命令で被告人を罰金、科料又は没収に処することができる。略式命令の告知から7日以内に正式裁判の請求をすることができる。</p> <p>※ 2010年の処理件数は、約88万3000件。</p> <p style="text-align: center;">即決審判</p> <p style="text-align: center;">(即決審判手続法)</p> <p>軽微な事件について、正式捜査と裁判を経ずに、警察署長の裁判所への請求により、迅速な手続で20万ウォン以下の罰金、拘留等に処することができる。</p> <p>※ 2010年の処理件数は、約6万1000件。</p>